

# 特別警戒基準到達を踏まえた今後の対応

令和2年7月31日  
京都府

## 基本方針

- ① 感染拡大防止と社会経済活動両立を図るため、ターゲットを絞った対策を実施する。
- ② 6月以降の感染者は若い世代が多く、経路判明の半数以上が飲食を伴う会合に起因しており、これらを対象とした対策を集中的に実施し、感染拡大の根元を絶つ。
- ③ 感染経路不明者が増加しており、高齢者や基礎疾患がある方など、重症化のリスクがある方の対策を徹底し、今後の医療提供体制の逼迫を防ぐ。
- ④ クラスターの発生・拡大の防止、医療提供体制の充実・強化など、医療崩壊を徹底して防ぐ。

## 重点ターゲット

### 感染拡大防止と社会経済活動両立を図るための 3つの重点ターゲット

- ① 安心して飲食店を利用するために

飲食店における感染拡大防止対策の徹底、人数・利用時間制限など利用者への要請等

- ② 大学生が安心して学生生活を送るために

大学再開ガイドラインを見直し、大学連携会議を通じた全学生へ一斉注意喚起等

- ③ 重症化リスクのある方の感染を防ぐために

病院、施設における面会の自粛要請、高齢者・基礎疾患がある方等への外出時の注意喚起

# 1 安心して飲食店を利用するために

## <飲食店における感染拡大防止対策>

- ① ガイドライン遵守の徹底
  - ・ 京都府警察本部が実施する風営法に基づく立入調査、保健所が実施する感染症法、食品衛生法、建築物衛生法に基づく店舗立入等の機会を活用したガイドライン遵守の啓発
  - ・ 対策チームによるクラスター発生店舗や施設等への現地調査、ガイドラインの徹底指導
  - ・ クラスター等感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合等には、感染拡大防止の観点から店舗名を公表
- ② 緊急連絡サービス「こころ」や「あんしん追跡サービス」の活用拡大
  - ・ 業界団体を通じた飲食店等の登録の徹底
  - ・ 各店舗への啓発資材、チラシ等の配布
  - ・ 来店時の「こころ」のチェックインや「あんしん追跡サービス」登録の呼び掛け
- ③ ガイドライン推進京都会議による取組の推進
  - ・ 経済団体を通じたステッカー掲示の徹底
  - ・ 対策チームによる啓発、対策不備店舗等への立入調査

## <飲食店利用者への要請>

- ① 大人数の宴会や飲み会は控えること
- ② 宴会や飲み会の時間は概ね2時間以内とし、深夜の利用を控えること
- ③ 3密の環境を徹底して避けるとともに、大声での会話や歌唱をしないこと、回し飲みをしないことなど、飲食機会における感染予防を徹底すること
- ④ 特に感染者が多く生じている接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店のうち、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店舗の利用は自粛すること
- ⑤ 陽性者との接触可能性等の情報を通知し感染拡大を予防する、国の接触確認アプリや、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス(こころ)、京都市の新型コロナあんしん追跡サービスの活用を徹底すること

## 2 大学生が安心して学生生活を送るために

### ① 学生生活における注意事項

- 後期授業開始の概ね2週間前から体調確認をした上で、登校すること
- 食堂や喫茶室など、学内の感染拡大防止対策の徹底
- 課外活動では、感染拡大防止の責任者を決め、マニュアルを遵守
- 日常生活においても徹底して3密を避け、飲み会等は、少人数、2時間以内とし、深夜の利用を控え、大声を出す行為をしないこと等を徹底
- 「こことろ」等への登録、立ち寄り先でのチェックインをルール化

### ② 大学再開ガイドラインの見直し等

- 上記の学生生活における注意事項を含め、「大学再開ガイドライン」を改定し、各大学のマニュアル等を改定
- 後期再開に向け、専門家による新しい生活様式の啓発動画を作成し、全学生にガイダンス等を実施
- 各大学から緊急メール等により、全学生へ感染防止の一斉注意喚起

## 3 重症化リスクのある方の感染を防ぐために

### ① 施設における面会の自粛要請

医療機関、社会福祉施設等への面会等を自粛し、リモート面会などICTを活用する。

### ② 社会福祉施設等職員に対する研修

感染防止対応DVD等を活用した職員研修の実施など、厳重な感染防止策を徹底する。

### ③ 高齢者、基礎疾患（肺線維症など肺疾患、糖尿病、免疫不全症候群等）のある方等への要請

- 人混みや感染多発地域への外出は極力控える。
- 無症状者が多い若年層に対し、高齢者等に会う場合は、特に慎重に行動する。

## 4 感染拡大を防ぐために

### ① 日常生活における感染拡大防止

- 身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、の感染防止の3つの基本をはじめ、「3密」(密集、密接、密閉)の回避など、「新しい生活様式」を徹底する。
- 発熱や咳、のどの違和感や味覚・嗅覚の異常がある場合は、外出を控える。

### ② 事業所等における感染拡大防止

- 在宅勤務、テレワーク、分散出勤、サテライトオフィスなど、感染拡大を予防する新しい働き方を推進する。
- 従業員の飲食機会における感染予防の徹底

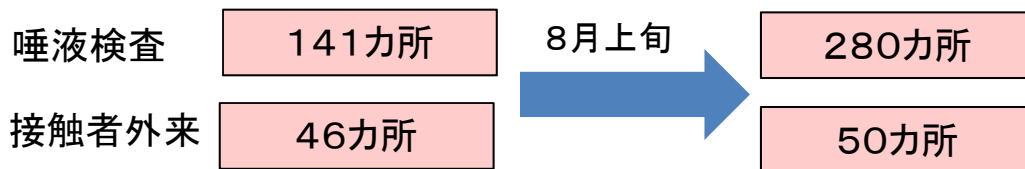
### ③ イベント開催時の感染拡大防止

- コンサート、展示会等は、8月末まで5,000人以下を目安とし、屋内は収容定員の半分程度以内、屋外は人と人との距離を2m確保すること
- お祭り、花火大会、野外フェスティバル等は、全国的又は広域的なものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること

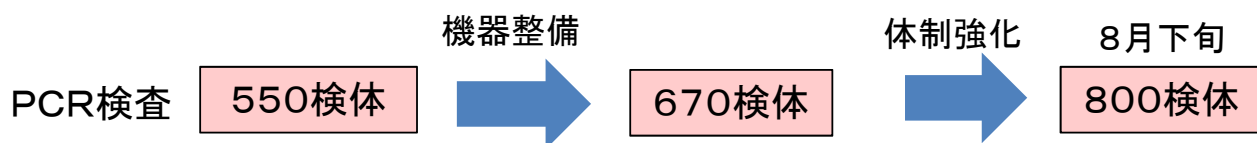
## 5 医療崩壊を徹底して防ぐために

### < クラスターの発生・拡大の防止 >

- ① 京都市保健所で保健師8人増員、南部4保健所で5人増員のほか、市町村の保健師の支援により体制を強化し、徹底した積極的疫学調査を実施
- ② かかりつけ医による唾液検査を280カ所、接触者外来を50カ所に拡充し、検査が身近なところで受けられるよう検査採取体制を充実



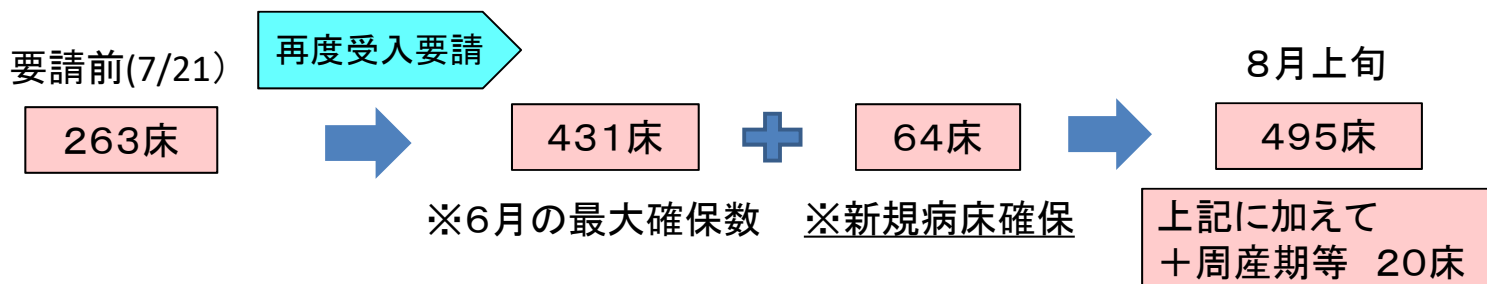
- ③ PCR検査体制を現在の550検体／日から、民間検査所や医療機関等の機器整備により670検体に、体制強化等により800検体まで拡充



- ④ 新型コロナ感染症の疑いが強い方が検査結果が判明するまでの1～2日間、安心して入院できる「協力医療機関」を8月上旬までに府内6医療圏全てに整備(15病院20床)

### < 医療提供体制の充実・強化 >

- ① 感染拡大を踏まえ、軽症者対応病床を新たに64床確保するとともに、再度要請したコロナ患者受入れ病床は8月上旬までにすべて稼働する。  
さらに、周産期や透析など配慮が必要な方へのコロナ受入病床を20床確保する。



- ② 重症化受入医療機関を明確に役割分担するとともに、ECMO対応研修を実施し、重症患者対応力を強化する。
- ③ 宿泊療養体制の強化  
既に受入体制を確保している2施設338室に加え、新たな宿泊療養施設の確保に向けた調整を進める。